

令和4年度（2022年度）熊本県湯島地区店舗改修事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、湯島地区の生活基盤である商店や飲食店を維持し、住民の生活及び観光客等の利便性の向上を図るため、店舗の改修等を行う上天草市に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（店舗の定義）

第2条 この要項において、店舗とは、上天草市大矢野町湯島地区において食事や日用生活用品を提供する小売業、飲食業を営む店舗をいう。

（補助対象市町村）

第3条 補助金の交付対象となる市町村は、上天草市とする。

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付対象となる期間は、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月10日までの期間とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、上天草市湯島地区店舗改修等補助金交付要項（以下「要項」という。）第4条に基づき、店舗の増築、改築、改修工事（以下「改修等」という。）又は営業に係る設備の導入を目的とした事業として、上天草市が補助金の交付を決定した事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる補助金とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、上天草市への補助上限額は、500千円とする。

（補助金の交付申請）

第8条 上天草市が規則第3条第1項の規定による交付の申請を行う場合は、交付申

請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書に添付すべき資料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（補助対象事業の内容変更）

第10条 規則第7条の規定による補助金の変更申請は、あらかじめ変更申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別記第5号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 規則第7条第3項の規定による補助対象事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規則第8条の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

（状況報告）

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、遂行状況報告書（別記第7号様式）によるものとする。

（実績報告）

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、実績報告書（別記第8号様式）によるものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実績報告書明細（別記第9号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了した日の翌日から30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月17日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、交付確定通知書（別

記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 規則第16条第1項の規定による補助金の請求は、交付請求書(別記第11号様式)によるものとする。

(決定の取消し)

第16条 知事は、上天草市が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助対象事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、上天草市が要項第14条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、上天草市に対し、当該補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第9条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、上天草市に対し、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、上天草市に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、上天草市に対し、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、上天草市が要項第14条に基づき補助金の返還を命じた場合は、上天草市に対し、上天草市が返還を命じた額の2分の1の額の返還を命ずるものとする。

4 前3項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第18条 上天草市は、補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記第12号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、上天草市に対し、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管期間)

第20条 規則第23条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(雑則)

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)5月16日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。